

## 京都市医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第15条第1項第1号に規定する難病指定医及び同項第2号に規定する協力難病指定医（以下「難病指定医等」という。）が勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（以下「医療機関」という。）が行う臨床調査個人票電子化等推進事業の費用に対し、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものであり、医療機関が臨床調査個人票のオンライン登録の推進を図ることを目的とする。

### (補助対象)

第2条 補助金の交付対象は、京都市内に所在し、難病指定医等が勤務する医療機関とする。

### (対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、臨床調査個人票の電子化等の環境整備に必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、1医療機関当たり対象経費に要した実費用の2分の1以下とし、50,000円を限度に、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、当該補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 1医療機関につき1回限りの交付とし、複数回の交付はできないものとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 臨床調査個人票の電子化を計画し、補助金の交付を受けようとする医療機関の代表者は、あらかじめ「医療機関オンライン化支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）」により、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請額の根拠資料（見積書及び見積明細書の写し、パンフレット等）
- (2) 所要額調書（第1号様式－2）
- (3) その他市長が特に必要と認め指示する書類

### (補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、「医療機関オンライン化支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）」により、申請書を提出した医療機関の代表者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

3 市長は、申請書の補助申請金額と交付する補助金の額が異なる場合は、交付決定通知書にその理由を

付して、申請者に通知するものとする。

- 4 市長は、第1項の規定により、補助金の交付を行わないことと決定したときは、「医療機関オンライン化支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）」にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

(標準処理期間)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請が到達してから30日以内に前条の決定を行うものとする。ただし、申請額の総額が予算を超えた場合、申請に不備がある場合、その他特別の事情がある場合はその限りでない。

(申請の取下げ)

第8条 第6条第2項の規定による通知を受けた申請者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第6条第2項の規定による通知があった日から起算して14日以内に、「医療機関オンライン化支援事業補助金交付申請取下届出書（第4号様式）」を市長に提出しなければならない。なお、交付決定前に申請を取り下げようとするときも、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(申請の変更等)

第9条 申請者は、第6条第2項の規定による通知を受けた後、事業計画等の申請内容を変更しようとするときは「医療機関オンライン化支援事業補助金交付変更申請書（第5号様式）」に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、値引き等で価格が減少したことにより、対象経費が減少する場合はこの限りではない。

- 2 申請者は、第6条第2項の規定による通知を受けた後、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、「医療機関オンライン化支援事業補助金中止・廃止承認申請書（第6号様式）」に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、この要綱の規定に適合していると認めたときは、「交付決定通知書」により、変更後の補助金の金額を申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、この要綱の規定に適合していると認めたときは、「医療機関オンライン化支援事業補助金中止・廃止承認通知書（第7号様式）」により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、臨床調査個人票の電子化等の環境整備を完了した場合は、「医療機関オンライン化支援事業補助金実績報告書（第8号様式。以下「実績報告書」という。）」に必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添えて、「環境整備を完了した日から起算して30日を経過した日」、又は「市長が別に定める日」のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に係る領収書及び納品書の写し  
(2) 精算額調書（様式第8号-2）

- (3) 購入物の写真
- (4) その他市長が特に必要と認め指示する書類

(補助金交付額の決定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適當と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「医療機関オンライン化支援事業補助金交付額確定通知書（第9号様式）」により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、補助事業者又はその事業に携わる者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は本市の職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(是正のための措置)

第12条 市長は、前条に規定する調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し当該補助事業につき、指定した期日までにこれらに適合させるための措置をとることを命じることができる。

2 第10条の規定による実績報告書は、前項の命令により必要な措置をした場合について準用する。

(補助金の交付及び請求)

第13条 補助金は、第11条第1項の規定による補助金交付額の確定後、原則として申請者の指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金を受けようとするときは、「医療機関オンライン化支援事業補助金交付請求書（第10号様式）」を市長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者と判明したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第11条により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が、この要綱の規定に違反して虚偽その他不正の手段で補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 申請者は、補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第11号様式）」により市長に報告しなければな

らない。

2 市長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(書類の整備)

第17条 申請者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金交付額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 申請者は、補助事業により取得した財産を市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（P Cについてはその取得した日から四年）を経過した場合は、この限りではない。

(善管注意)

第19条 申請者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。